## (財政金融委員会)

財 政 運 営 に 必 要 な 財 源  $\mathcal{O}$ 確 保 を 义 る た め 0) 公 債  $\mathcal{O}$ 発 行  $\mathcal{O}$ 特 例 に 関 す る 法 律 案 ( 閣 法 第 号)

## 議院送付)要旨

本 法 律 案 は 平 成 二 十 兀 年 度 カコ 5 平 成二十七 年 度 ま で  $\mathcal{O}$ 間  $\mathcal{O}$ 各 年 度 政 府 原 案 は 平 ·成二十 兀 年 度) に お け

る 公 債  $\mathcal{O}$ 発 行  $\mathcal{O}$ 特 例 に 関 す る 措 置 を 定  $\Diamond$ る ととも に、 平 成 <u>二</u> 十 兀 年 度 及 び 平 成二 + 五. 年 度 に お 1 て、 基 礎 年

金  $\mathcal{O}$ 玉 庫 負 担  $\mathcal{O}$ 追 加 に 伴 11 ے れ 5  $\mathcal{O}$ 年 度 に お 11 て 見 込 ま れ る 費 用  $\mathcal{O}$ 財 源 を 確 保 す る た め 社 会 保 障  $\mathcal{O}$ 安 定 財

源

 $\mathcal{O}$ 

確

保

等

を

図

る

税

制

 $\mathcal{O}$ 

抜

本

的

な

改

革

を

行

う

た

 $\Diamond$ 

 $\mathcal{O}$ 

消

費

税

法

 $\mathcal{O}$ 

部

を

改

正

す

る

等

 $\mathcal{O}$ 

法

律

以

下

消

費

税

法

改

正 法 لح 1 う。 )  $\mathcal{O}$ 施 行 に ょ ŋ 増 加 す る 消 費 税  $\mathcal{O}$ 収 入 に ょ ŋ 償 還 さ れ る 公 債  $\mathcal{O}$ 発 行 に 関 す る 措 置 を 定  $\otimes$ る

 $\mathcal{O}$ で あ ŋ そ  $\mathcal{O}$ 主 な 内 容 は 次  $\mathcal{O}$ لح お ŋ で あ る

な お 衆 議 院 に お 1 て、 特 例 公 債  $\mathcal{O}$ 発 行 年 度 に 係 る 修 正 特 例 公 債  $\mathcal{O}$ 発 行 額  $\mathcal{O}$ 抑 制 に 係 る 規 定  $\mathcal{O}$ 追 加 等

所要の修正が行われた。

## 一、特例公債の発行

財 政 法 第 四 条 第 項 ただし書 等 0) 規 定により 発行 する公 占債  $\mathcal{O}$ ほ か、 平 成二十四 年 度 カュ ら平成二十 七 年

度

ま で  $\mathcal{O}$ 間  $\mathcal{O}$ 各 年 度 (政 府 原 案 は 平 -成二十 匹 年 度) 0) 予 算 を ŧ 0 て 玉 会  $\mathcal{O}$ 議 決 を 経 た金 額 平 成二十四 年度

般 会 計 予 算 に お 1 て三 + 八兆三千三 百 五. + 億 円  $\mathcal{O}$ 範 开 内 で、 特 例 公 債 を 発 行 することが できる。

特 例 公 債  $\mathcal{O}$ 発 行 額  $\mathcal{O}$ 抑 制 衆 議 院 修 正 に ょ り 追 加

政 府 は  $\mathcal{O}$ 公 債 を 発 行 す る 場 合 に お 1 て は 中 長 期 的 に 持 続 可 能 な 財 政 構 造 を 確 <u>\\</u> することを旨とし

て、 各 年 度 に お 11 て  $\mathcal{O}$ 公 債  $\mathcal{O}$ 発 行 額  $\mathcal{O}$ 抑 制 に 努 め る。

三、年金特例公債の発行等

1 平 成 + 兀 年 度 及 び 亚 成二十 五. 年 度 に お け る 基 礎 年 金  $\mathcal{O}$ 玉 庫 負 担  $\mathcal{O}$ 追 加 に 伴 7 見 込 ま れ る 費 用  $\mathcal{O}$ 財 源

に 0 1 て は 当 該 各 年 度  $\mathcal{O}$ 予 算 を ŧ 0 て 玉 숲 0) 議 決 を 経 た 金 額 平 成 二 十 兀 年 度  $\mathcal{O}$ 見 込 額 は 六 兆 円

 $\mathcal{O}$ 範 囲 内 で、 年 金 特 例 公 債 を 発 行 することが できる

2 年 金 特 例 公 債 (借 換 国 債 を含 む。) 0) 元 利 償 還 は 消 費 税 法 改 正 法 0 施 行 による平 成二十六年度 以以 降

0 消 費 税  $\mathcal{O}$ 増 収 分 を 財 源として、 平 成 匹 +五 年 - 度ま でに 行 . う。

四、附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

同年度におい

て一の公債の発行額を抑制する (衆議院修正により追加)。